

埼玉県看護協会「まちの保健室」相談員運用細則

この細則は、埼玉県看護協会（以下、「本協会」とする。）が計画する「まちの保健室」事業の運用に必要な事項を定める。

I. 「まちの保健室」相談員について

1. 「まちの保健室」相談員の定義

「まちの保健室」相談員（以下「相談員」とする。）とは、「まちの保健室」事業の趣旨を理解し、自由意思に基づき活動に参加する者で、「まちの保健室」相談員登録をした国家資格を有する看護職をいう。

2. 相談員としての要件

- 1) 保健師・助産師・看護師として原則5年以上の経験を有する者。
- 2) 「まちの保健室」の運営に関わり、地域住民の健康に対する意識の向上及び健康の維持増進を支援できること。
- 3) 開設主旨を理解し、組織規範を守ることができる。

3. 相談員に求められる能力

- 1) 看護の専門性を発揮し、相談者のニーズに合わせた対応ができる。
- 2) 地域住民の健康状態のアセスメントや様々な相談に対応できる。
- 3) 心身が健康であり、ゆとりを持って相談者の言葉に耳を傾けることができる。
- 4) ボランティア精神を持っており、意欲的である。
- 5) 運営スタッフと協働して、役割発揮ができる。

4. 相談員の活動の範囲・活動日

- 1) 「まちの保健室」における活動範囲は、個人の有する資格の範囲において可能とする。
- 2) 地域住民のニーズに応じた活動であるが、対象者の心身への侵襲の大きな技術の提供は行わないこととする。
- 3) 活動日は、本協会の事業計画により提示された日程で、相談員個々の都合に合わせて調整する。

II. 「まちの保健室」相談員の登録について

1. 登録の条件

- 1) 埼玉県看護協会会員または、会員履歴があること。
- 2) 「まちの保健室」事業内容を理解していること。
- 3) メールや電話等による日程などの連絡調整を了解していること。
- 4) 施設（病院等）勤務者が登録をする場合は、看護管理者（管理者）に「まちの保健室」相談員登録の旨を伝えておくこと。

2. 登録方法

- 1) 相談員登録希望者の手順

(1) 相談員登録を希望する者は、埼玉県看護協会「まちの保健室」相談員登録申込書〔まち保：登録 様式1〕に必要事項を記載し、埼玉県看護協会長に提出する。

登録が了承されたら埼玉県看護協会「まちの保健室」相談員登録届〔まち保：登録 様式2〕を提出する。

(2) 登録者は、届出内容（氏名・住所・所属施設等）に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県看護協会担当者に連絡する。

2) 「まちの保健室」相談員登録の手順

(1) 埼玉県看護協会「まちの保健室」相談員登録届が届いたら、「まちの保健室」相談員登録名簿〔まち保：登録 様式3〕に必要事項を記載し登録する。

(2) 「まちの保健室」相談員登録証及び写真は、埼玉県看護協会準備する。写真は、登録証と登録台帳それぞれに添付する。

3. 登録管理

1) 相談員登録名簿の管理担当者は、相談員の登録台帳を作成し、個人情報保護法を遵守の上、適切に管理する。

2) 登録の更新は、毎年自動更新とする。

3) 登録辞退

(1) 登録者は、登録辞退の意思がある時は、埼玉県看護協会「まちの保健室」相談員登録辞退届〔まち保：登録 様式4〕を県協会長に提出する。

(2) 相談員登録担当者は、直ちに登録を抹消する。

III. 相談員の運用について

相談員の運用は、以下の手順で実施する。

1. 相談員協力依頼については公募とし、ホームページに掲載する。

1) 「まちの保健室」の開催を企画する看護協会事業担当者は、「まちの保健室」の企画内容から相談員の必要人数を算出する。

2) 事業担当者が、それぞれの相談員登録者に協力依頼する

2. 相談員の具体的な活動依頼を行う。

IV. 相談員の活動の報酬については、以下のように規定する。

埼玉県看護協会研修センター内の「まちの保健室」の相談員として活動する場合は、埼玉県看護協会の規定による。

V. この細則の取り扱いについて

1. 細則の改正は、常務理事会の承認を得て実施する。

付則

この細則は2019年3月1日から施行する